

訴えが門前払いとなるのか、実体判断に進むのか、
法律実務家の最も気になる点を詳説！

判例法理

から読み解く

裁判実務

訴訟要件・訴権濫用

滝澤孝臣
[監修]

判例法理

から
読み解く

裁判実務

訴訟要件・訴権濫用

多々良周作 瀧澤孝太郎

[編著]

裁判官が裁判実務を幅広く、奥深く、
体系立てて分類・整理！

「訴訟要件・訴権濫用」に関する裁判所の判断傾向や
その根拠を把握するために
体系的かつ網羅的にまとめた唯一の書！

第一法規

[監修] 滝澤孝臣

[編著] 多々良周作 瀧澤孝太郎

A5判 / 528頁

定価：7,040円(本体：6,400円+税10%)

本書の特長

- ◆ 訴訟の入口要件(訴えの適格、訴えの利益、当事者適格、訴権の濫用)に関する論点を集約・整理！
- ◆ 現役裁判官が裁判実務での判断傾向を解説！
裁判所の「判断基準」を正確に理解し、訴えを本案審理に繋げる！
- ◆ 「訴訟要件・訴権濫用」をめぐる判例・学説を体系的・網羅的に集約・解説！

判例法理
から読み解く
裁判実務

相殺
高島由美子

第一法規

判例法理
から読み解く
裁判実務

取締役の責任
野上誠一

第一法規

『判例法理から読み解く裁判実務』
シリーズ好評発売中！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

1 実体判断の入口要件としての訴訟要件と訴権の濫用

裁判所に救済を求めて訴えを提起する場合、裁判所は、求めた救済の当否について何も判断せずに、訴えを却下するという門前払いをすることがある。門前払いをする理由は、大きく2つある。1つは、訴訟要件を欠き、訴えが不適法であるという場合である。もう1つは、原告の訴え提起が訴権の濫用あるいは紛争の差し直しであるとして訴えが不適法であるという場合である。これらはいずれも実体判断の入口要件と位置付けることができる。

2 入口要件の役割・機能

原告の立場からすれば、入口要件は、実体法規範によって認められた権利を実現するために、その存否に関する主張立証という土俵に上がるために越えるべきハードルである。被告にとっては、土俵に上がる負担から解放されるための防衛手段といえる。そして、民事訴訟の提起を受けた裁判所の立場からすれば、入口要件の検討は、民事訴訟を通じて権利救済に踏み出すことを可能にする、あるいは義務付けるための前提条件といえる。

3 入口要件と憲法との関係

訴訟法は、「適用された憲法」ともいわれる(中野はか編・新民訴訟法講義(第3版)13頁)。入口要件は、憲法に与えられた裁判所の役割、すなわち、司法権の内容と関連する。司法権の対象たる「法律上の争訟」(裁判所法3条)であることが訴訟要件となることはその表れである。また、法律上の争訟であることを前提に民事訴訟の対象となる事件であるかどうか(民事訴訟事項)は、司法権行使の在り方として、審判対象の事項に応じた手続法を設けている我が国の裁判制度に由来する訴訟要件といえる。

また、当事者からみると、訴訟要件は、民事訴訟を利用して実体判断を得ようとする者に課された条件であるし、既判力や信義則による差し直しの禁止効や訴権の濫用の理論は、実体判決を得ることを阻止するものであるか

第2 具体的な権利義務ないし法律関係についての紛争であること(要件①)

裁判所法3条にいう「法律上の争訟」は、「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること」が要件の1つとされ、この要件をさらに細かく分析すれば、①当事者間に具体的な紛争が存在すること、②それは、権利義務ないし法律関係の存否に関するものであること、③その争訟に争うことができることとされる(福岡高裁・裁判所法3条3号27頁)。以下、上記②、上記③の順に、関係する最高裁判例を整理する。

1 権利義務ないし法律関係の存否に関するものであること

単なる事実の存否の確認を求めることは、証書真否確認の訴え(民法134条)を除き、許されない(確認の訴えの確認対象の選択の適否(第3編第3章第3)の項(215頁)で詳論)。

また、(4)の宝塚市パチンコ店規制訴訟では、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、自己の権利利益の保護救済を目的とするものといえることはできないため、法律上の争訟となるものではないことが最高裁により示された。以下、関係する最高裁判例を概観する。

(1) 主観的意見又は感情に基づく精神的不満をいうにすぎない訴訟(教育勸励活動確認判決違憲訴訟・最3小判昭和28・11・17集民10号455頁(27600644))

最高裁は、「上告人が本件において訴権の存在を主張する具体的利益というものは、論旨に従えば結局上告人の主観的意見又は感情に基づく精神的不満であつて、これらをもつて裁判所に訴を提起するための要件たる上告人の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争の存在を認めることはできない」と判示し、法律上の争訟の要件を否定した。

第5 家事事件との関係

1 緒論

家庭裁判所は、家事事件手続法(以下「家事法」という。)で定める審判及び調停のほか、人事訴訟法で定める人事訴訟事件の第一審、少年法で定める少年の保護事件の審判及びその他の法律において定める権限を有する(裁判所法31条の3)。

以下では、このうち、家事法で定める審判事件(以下「家事審判事件」といふ)、家事法の定める調停事件と併せて「家事事件」という。)を中心に上げ、家事法に定める家事事件の手続(以下「家事事件手続」という。)の概要に簡単に触れた上で(後記2)、家事事件手続と民事訴訟手続とが交錯するいくつかの場面を概観することを通じて、家庭裁判所の欄から見た民事訴訟事項の外延の一端を素描することとしたい(後記3ないし5)。

2 家事事件手続の概要

家事事件は、当事者の実体的権利義務の存否そのものを確定することを目的とするのではなく、当事者が一定の実体的権利義務を有することを前提に、その具体的な内容を、当事者間の協議により又は家庭裁判所が後見的見地から合目的的に行う審判により形成することを目的とするものであるから、非訟事件に該当する。

そのため、家事事件手続は、憲法上、対審・公開の要請を満たす必要がなく、手続の具体的な内容については立法裁量に委ねられる面が大きいところ、家事法は、扱う対象の秘密性から手続を非公開とし、扱う対象の公益性から裁判資料の収集を裁判所の後見的・合目的的裁量に委ねつつ(職権探知主義)、当事者等にとって納得性の高い紛争解決を図るため、簡易迅速性の要請に一定の配慮をしながらも、旧法(家事審判法)にはなかった手続保障の規定を数多く置いている。

Contents

序

本書の意義と構成

第1編 訴訟要件・総論

第2編 訴訟要件・各論(1)―訴えの適格

第1章 総論

第2章 法律上の争訟

第3章 民事訴訟事項

第3編 訴訟要件・各論(2)―訴えの利益

第1章 総論

第2章 給付の訴え

第3章 確認の訴え

第4章 形成の訴え

第4編 訴訟要件・各論(3)―当事者適格

第1章 総論

第2章 当事者適格が問題となる訴訟類型

第3章 第三者による訴訟担当

第4章 固有必要的共同訴訟

第5章 権利能力なき社団に関する訴訟

第5編 訴権の濫用

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書(第一法規刊)		
書名	価格	部数
判例法理から読み解く裁判実務 訴訟要件・訴権濫用	[075887] 定価7,040円(本体6,400円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのお購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒	—	TEL	—	—
ご住所		E-mail		@
事務所名				<input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私用
フリガナ				
ご氏名				

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php>)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、そのままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印